

令和8年度川崎臨海部プロモーション推進業務委託 業務仕様書

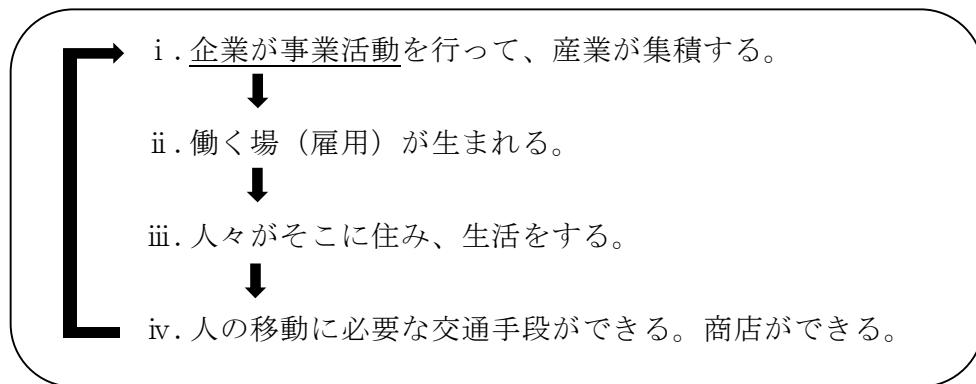
1 背景・課題

- (1) 川崎市内最大の産業拠点である川崎臨海部は、川崎市民の生活を支え、川崎市の発展、さらには日本の成長を牽引してきた。
- (2) 川崎臨海部は、様々な産業、人材、知性や文化が高度に融合し、社会変革を先導する新しい価値を生み出すとともに、川崎の玄関口として世界に飛躍してきたエリアである。
- (3) カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた取組や、大規模な土地利用転換など、川崎臨海部は、100年に一度のかつてない大変革期を迎えている。
- (4) 今後、川崎臨海部は、世界に先駆けて高付加価値化とカーボンニュートラル化を両立させる、さらに突き抜けたエリアとなる。
- (5) 本市は、川崎臨海部活性化のための施策を積極的に展開するとともに、必要な公共投資も行うことから、その意義等について、十分な市民理解を得る必要がある。
- (6) したがって、川崎臨海部の持続的な発展のためには、企業から活動拠点として選ばれ続けるとともに、**市民の「誇り」となる**ことが重要である。
- (7) 一方で、川崎臨海部エリアのほとんどは工業専用地域であり、一般市民が当該エリアを訪れるることはまれであること、工場で製造している製品の多くは素材であり、市民生活に身近な一般消費財ではないこと、キングスカイフロントで行われている最先端の研究内容は非常に難解であることなどから、**市民の認知度や理解度が低い**という長年の課題がある。

2 目的

川崎市は、以下のサイクルで発展してきた経緯があり、「企業による事業活動」と「人が住むこと」の2点が維持、持続することで、安定的な税収につながり、必要な基盤整備や福祉・教育施策を実施することができている。

そのため、本業務は、川崎市の中でも立地集積度の高い臨海部の企業の持続的な事業活動が、まちの活性化に寄与し、ひいては市民生活にも大きく影響するということについて市民の理解を得ることを目的とする。



したがって、本業務では上記目的に向け、主に次の2点のメッセージについて、多くの市民に伝わるように、「4 業務内容」に掲げる業務を委託するものである。

- 「川崎臨海部が私たちの生活を支えているとても大切な場所である」こと。

具体的には、次の①から⑦に掲げる点で市民生活を支えている。

- ①ものづくり（素材）
- ②エネルギー（電力やガソリン）
- ③リサイクル（特にプラスチックリサイクル）
- ④港の機能（工業港、エネルギー供給拠点、物流拠点）
- ⑤ライフサイエンス研究開発
- ⑥臨海部の法人が納めている税金
- ⑦雇用、地域経済（経済波及効果）

- 「100年に一度の大転換期を迎えている」こと。

具体的には、次の⑧及び⑨に掲げる100年に一度のビッグプロジェクトである。

- ⑧カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた取組
- ⑨大規模な土地利用転換

3 履行場所・期間

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部 ほか
令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 川崎臨海部公式ウェブサイトの運用及び更新

川崎臨海部公式ウェブサイト (<https://kawasaki-rinkaibu.jp>) は、市民生活を支える重要な産業エリアである川崎臨海部の市民認知度・理解度を向上させることを目的として、川崎臨海部の「すごいこと」「かっこいいこと」「目指している未来」などを発信するものである。

ア 運用

- (ア) 本ウェブサイトのドメイン・サーバの維持管理（維持管理賞の支払手続きを含む）を行うこと。
- (イ) 現行ウェブサイトにおいては、「さくらサーバー」ビジネスプロプランを使用している。運用にあたっては、サーバー使用料（月額 4,400 円程度）と、ドメイン使用料（年間 6,000 円程度）を見込むこと。
- (ウ) 必要なセキュリティ対策を行うこと。本システムへの不正アクセス、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に抑えるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
- (エ) 受託者は、本業務の履行に当たり、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程、川崎市情報セキュリティ基準に準じた対策を取ること。また川崎市ホームページ作成ガイドライン、川崎市ホームページアクセシビリティ対応基準書に準じて制作すること。
- (オ) 第三者からのサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた場合は、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに委託者へ報告すること。その他本システムにおいて必要と考えられる対策を講じること。
- (カ) サイト運用、情報発信にかかるアカウント及びパスワードはすべて、本市と受託者双方で共有する。アカウント及びパスワードは原則として、本市が作成し、受託者にその情報を提供するものとするが、受託者が作成する場合には事前に本市の承諾を得ること。また、パスワードの変更は原則として委託者のみが行うものとし、受託者が業務上変更を必要とする場合は本市の承諾を得たうえで変更すること。
- (キ) 各ページのページビュー数を、本市からの求めに応じて適宜報告すること。

イ 更新

(ア) 立地企業向けページの新設

- a 川崎臨海部に立地する企業、川崎臨海部への進出を検討している企業等の関係者向けに、立地のメリットや支援制度等についてアピールするページを本ウェブサイトのドメイン・サーバ内に新設すること。
- b 掲載するテキスト情報（説明文等）は、「令和 7 年度川崎臨海部への企業誘致等施策検討及び資料等作成業務委託」の成果物（報告書）に基づいて、本市から提供するものとする。

- c 本ページの閲覧ターゲット層に対して効果的と思われるページデザインを本市に提案すること。
- d 本ページには、4(1)イ(ア)b のテキスト情報を閲覧者にわかりやすく伝えるための表やイラスト等を効果的にデザインし、配置すること。
- e 本ページに掲載する情報としては、現時点においては概ね次の内容を予定している（変更の可能性あり）。
 - (a) ロケーション
 - (b) 生活環境
 - (c) 投資促進制度
 - (d) 大規模な土地利用転換
 - (e) キングスカイフロント
- f 4(1)イ(ア)で作成する新規ページとして、静的ページで10～15ページ程度の作成を予定すること。

(イ) ニュース記事の作成

- a 本仕様書4(4)アで取材及び作成したSNS用投稿文案をベースとして、必要なデザインや構成の修正を行った上で、川崎臨海部公式ウェブサイトの「ニュース」欄に掲載すること。
- b ニュース記事は、本仕様書4(4)ア(エ)で実施する取材回数に応じた回数（年4回以上）を掲載すること。

(ウ) 「川崎臨海部副読本」の更新

「川崎臨海部副読本」は、市立学校の児童・生徒に一人一台配布され、学習に活用されているGIGA端末用に制作した教材であり、川崎臨海部に関する児童・生徒の理解を深めることを目的としたものである。

小学生版と中学生・高校生版の2種類を現在公開している。

- a 川崎臨海部副読本のwebコンテンツについて、本市から提示する修正・加筆記事にしたがって、既存ページの年次更新（テキストの修正や写真の差替え、イラストの修正等）を行うこと
- b 新規ページとして静的ページ4ページ程度（年1回）の作成を予定すること。
- c 現在、公開しているアドレスに、市立学校の児童・生徒が使用している学習用のデジタル端末（GIGA端末）からアクセスしていることから、ドメインは変更しないこと。

(2) 各種リーフレットの作成及び印刷

川崎臨海部の現地見学等で配布・使用することを目的に、次のリーフレットの作成及び印刷を行うものとする。それぞれのターゲットにおける「わかりやすさ」という点から、最善の表現方法を提案するものとする。

	名称	作業区分	印刷部数
ア	令和6年度版リーフレット	一部内容修正	3,000部
イ	小学生見学会対応リーフレット	新規作成（デザイン作業あり）	1,000部
ウ	中高生見学会対応リーフレット	新規作成（デザイン作業あり）	1,000部
エ	企業関係者向けリーフレット	新規作成（デザイン作業あり）	1,000部

ア 令和6年度版リーフレット

(ア) 令和6年度に作成したリーフレット「COLORS INNOVATION〔川崎臨海部〕」について、本市から提示する修正・加筆記事等にしたがって、既存内容の一部修正（テキストの修正や写真の差替え、イラストの修正等）を行うこと。

(イ) 印刷の仕様

サイズ：A4横、16ページ、中綴じ

用 紙：コート紙又はマットコート紙（市と協議の上、決定する。）

色 数：両面4色

数 量：3,000部

イ 小学生見学会対応リーフレット

本リーフレットは、小学校3年生（一部小学校5年生）に対して実施するキングスカイフロントの見学会で配布し、説明で使用するものである。

(ア) 掲載するテキスト情報（説明文等）は、本市から提供するものとし、配布ターゲット層に対して効果的と思われるデザインやイラスト・図の挿入、ページ構成等を本市に提案すること。小学校3年生が、自らリーフレットを読み進めたくなるような親近感を持つ構成とする手法も可能とする。

(イ) 印刷の仕様

サイズ：A4縦、6ページ程度の説明分量とし、具体的なサイズはターゲット層に最も効果的と考えられるものを提案すること。

用 紙：コート紙又はマットコート紙（市と協議の上、決定する。）

色 数：両面4色

数 量：1,000部

ウ 中学生及び高校生見学会対応リーフレット

本リーフレットは、中学生（一部高校生）に対して実施するキングスカイフロントの見学会で配布し、説明で使用するものである。なお、本リーフレットは市民団体等向けに行う見学会（参加者は高齢者が中心）でも使用する。

(ア) 掲載するテキスト情報（説明文等）は、本市から提供するものとし、配布ターゲット層に対して効果的と思われるデザインやイラスト・図の挿入、ページ構成等を本市に提案すること。

(イ) 印刷の仕様

サイズ：A4縦、6ページ程度の説明分量とし、具体的なサイズはターゲット層に最も効果的と考えられるものを提案すること。

用 紙：コート紙又はマットコート紙（市と協議の上、決定する。）

色 数：両面4色

数 量：1,000部

工 企業関係者向けリーフレット

本リーフレットは、川崎臨海部に立地する企業、川崎臨海部への進出を検討している企業等の関係者向けに、立地のメリットや支援制度等について説明する際に使用するものである。

(ア) テキスト情報（説明文等）は、4(1)イ(ア)で作成する立地企業向けページを基本し、本ページの閲覧ターゲット層に対して効果的と思われるデザインやページ構成等を本市に提案すること。

(イ) 印刷の仕様

サイズ：A4縦、16ページ程度、中綴じ

用 紙：コート紙又はマットコート紙（市と協議の上、決定する。）

色 数：両面4色

数 量：1,000部

(3) 広報用グッズの作成

ア 見学会参加者へ配布する広報用グッズを作成する。

イ 広報用グッズの作成に係る経費は、本業務委託の総委託金額の10%未満を目安とし、約3,000個のグッズを作成するものとする。

ウ 配布のターゲットは、主に小学校3年生～中学生とする。

エ 作成するグッズは、リサイクル製品とする。

オ グッズの種類、内容等については、本仕様書2及び4(3)イ、ウ、エを十分に考慮して、最も効果的と考えられるものを本市に複数提案し、本市と協議の上、作成物を決定するものとする。

カ なお、本グッズ作成に使用できるいわゆる「ゆるキャラ」を設定する計画はない。

(4) 川崎臨海部SNSの運用

川崎臨海部X (<https://x.com/CKAWASAKIRinkai>) は、川崎臨海部の最新情報や豆知識などを、

川崎臨海部Instagram (<https://www.instagram.com/city.kawasaki.rinkai/>) は、川崎臨海部のクールなビジュアルなどについて発信し、

それぞれ市民等の川崎臨海部の認知度向上を図ることを目的として運用しているものである。

ア コンテンツの取材の実施及び投稿文案作成

川崎臨海部の公式SNS(X及びInstagram)に投稿するコンテンツを作成する。

- (ア) 川崎臨海部の凄さ、魅力等について、一般市民等にとってインパクトや感動を与える、フォロワー数や表示数を増やすことができるという視点で、投稿案を企画し、本市に提案すること。
- (イ) 取材先、取材内容、作成するコンテンツ案については、本市と協議の上、決定すること。
- (ウ) 川崎臨海部の風景、立地企業、関係者等を取材し（必要な写真又は動画の撮影を含む）、投稿文案を作成の上、本市へ提出すること。
- (エ) 取材は年4日以上実施することとし、投稿するコンテンツは、月1回分（年間12件）以上を目安とする。
- (オ) 作成したコンテンツ及び撮影した写真の著作権は、本市に帰属するものとし、本市の判断で、時期を定めず、本市SNS、ホームページ、印刷物等に掲載できるものとする。
- (カ) 撮影に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。ただし、川崎臨海部の立地企業・機関への取材・撮影許可等の連絡調整が必要な場合は、本市が行うものとする。
- (キ) 肖像権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続が必要な場合は受託者において行うこと。
- (ク) 写真撮影は、JPEGの他にRAW形式でも行うこと。ウェブサイトで使用しない画像についても、JPEG及びRAW形式の電子データで納品すること。

イ 有料プランの登録手続き

川崎臨海部の公式Xについては、Xプレミアム（ベーシック）に加入することとし、履行期間中の運用に必要な費用の支払い手続きを行うこと。

(5) 川崎臨海部PR動画の発信

令和6年度に作成したPR動画「COLORS, INNOVATION 川崎臨海部」を活用し、主に市民をターゲットとして、川崎臨海部の認知度の向上を図るものである。

ア 視聴回数の促進

(ア) 本動画のフルサイズ版（3分23秒）について、より多くの市民等（川崎市域を主な広報対象エリアとする。）の本動画の対象に閲覧されるよう、Youtube TrueViewインストリーム等を利用した効果的な広報を行うこと。

(イ) KPI

委託期間中、10万回視聴数（広告再生数を含む。）以上とすることを目標とする。

(ウ) 動画広告配信以外の方法を用いる場合、受託者はその優位性について事前に市に説明を行い、承認を得た上で実施すること。

イ デジタルサイネージでの放映

(ア) 本動画のショートサイズ版（15秒）について、市内主要駅等（北部を中心に3箇所程度を想定）のデジタルサイネージで放映を行うこと。

(イ) 放映場所、時期、期間等は、本市と協議の上決定すること。

5 機密に属する情報の保護等及び成果物の著作権について

本市から貸与する機密に属する情報については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとすること。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法での送達を厳に認めない。

(1) 秘密保持

- ア 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た機密に属する情報を、受託者の担当外部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料・データに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。
- イ 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

(2) 複写複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写又は複製してはならない。

(3) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

(4) 事故発生時における報告義務

受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、契約目的物の作成のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における本市の検査終了後にすべてを消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかにすべてを消去すること。

(6) 成果物の著作権等

- ア 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。
- イ 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。
- ウ 成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。

6 その他

- (1) 本仕様に定める業務に係る機器、消耗品等に係る実費経費のほか、業務に要する打合せ費用などもすべて契約代金に含まれるものとする。
- (2) 本業務に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市と速やかに協議しその指示に従うものとする。
- (4) 成果物の引き渡し後に不良箇所が発見された場合は、委託者の指示により補足修正を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。